「農協改革」に関する意見書（案）

政府は、本年６月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や閣議決定した「規制改革実施計画」等において農業の成長産業化に向け「農業協同組合の見直し」を含めた農業改革を推進することを決定した。

国連は、２０１２を「国際協同組合年」と宣言し、各国政府に協同組合を支援していくことを呼びかけた。これは、世界が金融や経済の危機に直面する中で、協同組合のもつ社会や経済の安定に果たす役割を高く評価したためであり、政府も「国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根ざした助け合い活動がさらに広がっていくようできる限り後押ししていく」と表明している。

政府が進めようとしている「農業協同組合の見直し」の方向は、国際協同組合年の政府表明から乖離するもので、これまで一貫して地域の農業者、地域住民と共に歩み進めて今日の姿を築きあげた農業協同組合の存在を軽視するものである。

特に、「規制改革実施計画」等において検討・措置しようとしている「准組合員の事業利用制限（ルール化）は地域住民の事業利用権を侵害するものであり、またＪＡ機能を補完する中央会・全農等の組織改編は、地域に根ざした農業振興と地域活性化に取り組む農業協同組合の存続を危うくし、協同組合の根幹である農業者等による共同行為を否定することにもつながりかねない。

協同組合といえども社会情勢と時代の変化に対応し、常に改革の努力を行わなければならないが、その協同組合の改革は、あくまで組合員の総意と協同組合自身の自己改革が基本でなければならない。

ＪＡグループは、農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標に掲げ「持続可能な農業」と「豊で暮らしやすい地域社会」の実現に向け自己改革にも取り組むこととしている。

農業の成長産業化に向けて取り組み政府の姿勢には賛同するが、「農業協同組合の見直し」にあたっては、農業振興だけに限らず、地域に果たしている農業協同組合の役割を充分理解したうえで、当事者である農業協同組合やその組合員などの現場の意見をくみ上げた内容を尊重した見直しとなるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１２月１７日

和歌山県有田郡広川町議会
議　長　　辻　本　隆　司

［提出先］
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、 内閣府特命担当大臣（規制改革担当）